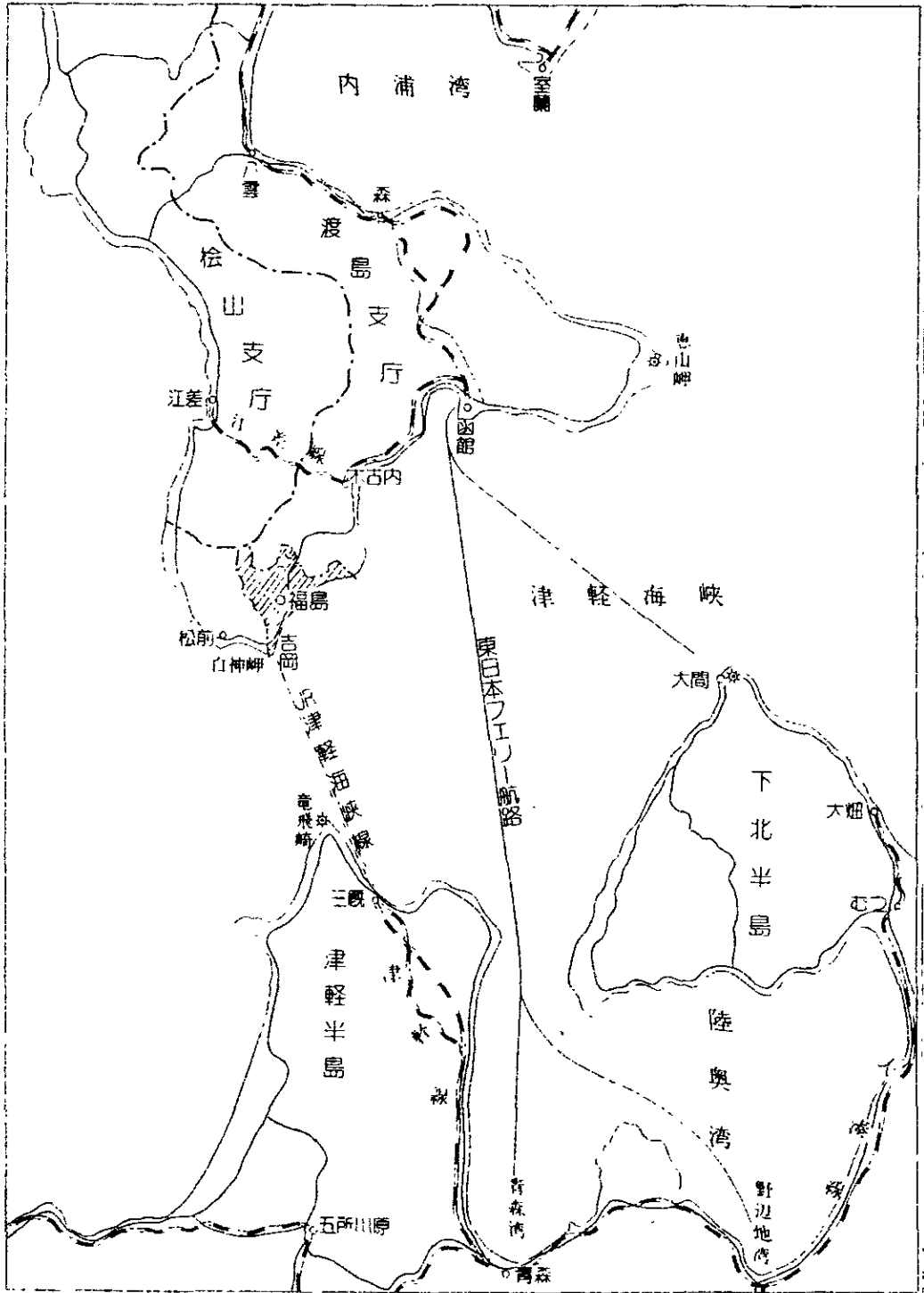


福島町森林整備計画書(案)

自 平成22年 4月 1日
計画期間
至 平成32年 3月31日

福 島 町

市町村位置図



目 次

| | | |
|----|--|-------|
| 第1 | 伐採、造林、保育その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 | 1 |
| 1 | 森林整備及び保全の現状と課題 | 1 |
| 2 | 森林整備及び保全の基本方針 | 1～2 |
| 3 | 造林から伐採に至る森林施業の推進方策 | 3～4 |
| 4 | 森林施業の合理化に関する基本方向 | 4 |
| 第2 | 立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。） | 4 |
| 1 | 樹種別の立木の標準伐期齢 | 4 |
| 2 | 立木の伐採（主伐）の標準的な方法 | 4～6 |
| 3 | 主伐を見合わせるべき立木の樹種別の年齢 | 6 |
| 4 | 病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分 | 6 |
| 5 | その他必要な事項 | 7 |
| | (1) 資源の循環利用林において留意すべき事項 | 7 |
| | (2) その他伐採に関する留意事項 | 7 |
| 第3 | 造林に関する事項 | 7 |
| 1 | 人工造林及び天然更新の対象樹種 | 7～8 |
| 2 | 植栽本数その他造林の標準的な方法 | 8～10 |
| 3 | 伐採跡地の更新すべき期間 | 10 |
| 4 | 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の所在 | 10～11 |
| 5 | その他必要な事項 | 11 |
| 第4 | 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他 間伐及び保育の基準 | 12 |
| 1 | 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐の標準的な方法 | 12 |
| 2 | 保育の作業種別の標準的な方法 | 12～13 |
| 3 | その他間伐及び保育の基準 | 13～14 |
| 4 | 間伐を実施すべき森林の立木の収量比数 | 14 |
| 第5 | 要間伐森林の所在並びに実施すべき間伐又は保育の方法及び 時期に関する事項 | 14～15 |
| 第6 | 公益的機能別施業森林の整備に関する事項 | 15 |
| 1 | 公益的機能別施業森林の区域 | 15～16 |
| 2 | 公益的機能別施業森林の区域における施業の方法 | 16～17 |
| 3 | その他必要な事項 | 17 |
| 第7 | 森林の保健機能の増進に関する事項 | 17 |
| 1 | 保健機能森林の区域 | 17 |
| 第8 | 森林施業の共同化の促進に関する事項 | 18 |
| 1 | 森林施業の共同化の促進方向 | 18 |
| 2 | 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策 | 18 |
| 3 | 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項 | 19 |
| 第9 | 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項 | 19 |
| 1 | 林業に従事する者の養成及び確保の方向 | 19 |
| 2 | 林業労働者及び林業後継者の育成方策 | 19 |
| 3 | 林業事業体の体質強化方策 | 20 |

| | | |
|-----|--|-------|
| 第10 | 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項 | 20 |
| 1 | 林業機械化の促進方向 | 20 |
| 2 | 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標 | 20 |
| 3 | 林業機械化の促進方策 | 20 |
| 第11 | 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項 | 20 |
| 1 | 作業路網等の整備の方向 | 20~21 |
| 2 | 作業路網の整備計画 | 21 |
| 3 | その他森林の整備のために必要な施設の整備計画 | 21 |
| 第12 | 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項 | 21 |
| 第13 | その他森林の整備及のために必要な事項 | 21 |
| 1 | 森林施業計画の作成に関する事項 | 21~22 |
| 2 | 生活環境の整備に関する事項 | 22 |
| 3 | 森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るため特に整備すべき森林に関する事項 | 22 |
| 4 | 森林の総合利用の推進に関する事項 | 22 |
| 5 | 住民参加による森林の整備に関する事項 | 22~23 |
| 6 | 森林の土地の保全に関する事項 | 23 |
| 7 | その他 | 23~28 |

第1 伐採、造林、保育その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林整備及び保全の現状と課題

当町は渡島半島の西部に位置し、総面積は18,718haで東部は知内町、西部は松前町に接し北部は檜山管内上ノ国町に接している。地勢は、北に大千軒岳がそびえ南は津軽海峡に面している。地形は山岳、丘陵によって起伏に富みこれらの山岳、丘陵に源を発する大小の河川が町内を横断し、津軽海峡に注がれている。

森林面積は17,302haで総面積の93%をしめている。森林面積のうち民有林面積が10,851ha（道有林6,740ha、町有林1,231ha、その他民有林2,880ha）国有林が6,451haで37%、民有林の内人工林は2,578haで人工林率24%となっている。樹種はスギを主体とし、トドマツ、カラマツ、その他人工林となっている。年齢構成は35年生以下が580haで22%となっており、今後間伐・枝打等を主体とした保育管理を適正に実施していくことが重要である。

海岸線に沿って急峻な山岳が人家裏までせまってきた地域が多く、森林の治山、治水、山地災害防止機能に期待する所が大きいため、保安林指定等を推進し、粗悪林の改良を図る等地域住民の生活環境の改善を推進する必要がある。

当町の主産業は漁業であるが、東部千軒地区の知内川流域及び中央福島川流域には田畑も多く農作地帯となっている。又、椎茸生産も盛んであり今後期待がもたれている部門の一つとなっている。

又、住宅周辺の森林公園については住民の憩いの場として遊歩道、東屋、林内整備等を図っているが、今後益々森林とのふれあいの場としての整備及び保全が必要である。

2 森林整備及び保全の基本方針

森林は、国土の保全、水資源のかん養及び快適な生活環境の保全等の公益に資する機能や木材等を生産する機能を有しており、私たちの生活に深く結びついています。こうしたことから、それぞれの森林が持つ多面的機能に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた森林の整備及び保全を総合的に行うために、地域の特性、森林資源の状況並びに自然的・社会的条件を勘案して、森林を「水土保持林」、「森と人との共生林」、「資源の循環利用林」に区分（ゾーニング）し、望ましい森林の姿へ誘導するよう努めるものとする。

また、森林の整備及び保全等に当たっては、町全体の発展方向に十分留意するとともに、国等の補助事業、「森林・山村対策」及び「国土保全対策」等の地方財政措置等を活用することとする。

森林の区分ごとの森林の整備及び保全の基本方針は次のとおりとします。

【森林の区分と森林の整備及び保全の基本方針】

| 森林の区分 | 重視すべき機能 | 望ましい森林の姿 | 整備及び保全の基本方針 |
|------------|---|--|---|
| 公益的機能別施業森林 | 水土保全林 水源かん養機能 又は 山地災害防止機能 | 下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、落葉などの有機物が土壌に豊富に供給され、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力や水を蓄える土壌中のすき間が十分に形成され保水する能力に優れた森林であり、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林 | <ul style="list-style-type: none"> ・樹根及び表土の保全に留意し、林木の旺盛な成長を促しつつ、下層植生の発達を確保するため、適切な保育・間伐等を促進するとともに、高齢級や複層状態の森林への誘導や伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図ることを基本とする。また、複層状態の森林へ誘導する際は、天然力も活用した施業を推進する ・山地災害の発生の危険性が高い地域では、重視すべき機能が発揮されるよう保安林の指定及びその適切な管理を推進し、併せて、溪岸の侵食や産地の崩壊を防止する必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する |
| | 森林と人との共生林 生活環境保全機能 又は 保健文化機能 | 原生的な自然環境を構成し、貴重な野生動物の生息・生育に適している森林、史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林、騒音や風などを防ぎ生活に潤いと安心を与える森林、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され住民等に憩いと学びの場を提供している森林であり、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林 | <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の保全や森林と人との共生を進める観点から、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する ・生活環境の保全、保健・風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する ・野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進する ・防風・防潮や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する |
| 資源の循環利用林 | 木材等生産機能 | 林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用するうえで良好な樹木により構成され、二酸化炭素の固定能力が高い成長の旺盛な森林であって、団地的なまとまりがあり、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林 | <ul style="list-style-type: none"> ・施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を基本とし、森林の健全性を確保しつつ、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進する |

3 造林から伐採に至る森林施業の推進方策

森林の整備及び保全に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件や林業技術体系等を勘案するとともに、育成のための人為の程度及び単層・複層という森林の階層構造に着目し、次表の3つの施業方法により、森林の区分に応じた望ましい森林の姿に誘導します。

(1) 森林の施業方法

| 区分 | 施業方法 | 対象とする森林 |
|---------|---|--|
| 育成単層林施業 | ・森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業 | ・人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林 ・森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林 |
| 育成複層林施業 | ・森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業 | ・人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林 |
| 天然生林施業 | ・主として天然力を活用することにより森林を成立させ維持する施業 | ・ササ類等の繁茂が少なく、天然力による更新が確実に図られる森林 ・国土の保全、自然境の保全、種の保全等のための禁伐等の制限のある森林 |

なお、次の地区においては、それぞれの状況に合わせて施業を行うこととします。

- ① 住宅化の進んだ月崎地区においては、景観の維持向上を図り、森林とのふれあいの場を提供するため、遊歩道の整備・延長、休憩施設等の増設等を図ることとする。
- ② 三岳、住川地区においては、成熟しつつあるスギ人工林資源を活用するため、作業路網を集中的に整備するとともに、間伐を中心に計画的かつ効率的な伐採を推進することとする。
- ③ 三岳、日向地区の広葉樹については、椎茸原木の計画的な供給を推進するため、ナラを中心とする森林施業を推進する。
- ④ さらに、これらの森林整備を推進する上で最も重要となる林業労働力について、本町の労働の担い手である福島町森林組合は、現在、保育作業を中心とした体制となっているが、今後主伐期を迎える林分が多く、又、間伐を計画的に推進するためにも、高性能林業機械の導入も含め、伐採を計画的に実施するための体制整備を推進することとする。

(2) その他必要な事項

- ① 山地災害防止機能をより一層高度に発揮させるため、急傾斜地や沢沿いで森林土壌が薄く表層崩壊が起りやすい箇所や流木被害のおそれがある地域については、根茎の発達を促し、下層植生が発達した良好な森林を育成するため適切な保育・間伐等の促進に努めるものとします。

なお、保育・間伐後に発生する枝条等についても適切に処理し、流木被害の一要因

とならないよう十分留意するものとします。

また、長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。

- ② 公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる森林の構造を基本におき、植栽本数の低減や植栽時期の分散を図るものとします。
- ③ 地域の人工林の保続を図りながら、資源の循環利用を進めるため、「北海道人工林資源管理方針」に基づき、人工林資源の適正な管理に取り組むものとします。

4 森林施業の合理化に関する基本方向

小規模の森林所有形態や林業従事者の高齢化に対応するため、森林所有者、森林組合及び国有林等の関係者の合意形成を図りながら、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、道産材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進するものとします。

第2 立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

本町における立木の標準伐期齢は、標準的な立地条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に次のとおり定めます。

| | 樹 種 | 標準伐期齢 |
|-------------|------------------------|-------|
| 人 工 林 | エゾマツ（アカエゾマツを含む。） | 60 |
| | トドマツ | 50 |
| | カラマツ | 30 |
| | スギ | 50 |
| | その他針葉樹 | 40 |
| | カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む。） | 30 |
| | その他広葉樹 | 40 |
| 天 然 林 | 主として天然下種によって生立する針葉樹 | 60 |
| | ・広葉樹 | 80 |
| | 主としてぼう芽によって生立する広葉樹 | 25 |

なお、標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

本町における立木の伐採方法等は、次のとおり行うものとします。

(1) 育成単層林施業

皆伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、一箇所当た

りの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮するものとします。特に水土保持林にあっては、更新時に林床が裸地化する面積及び期間を縮小するため、森林の面的広がりや森林の構造に留意し、一箇所当たりの伐採面積の縮小及び分散並びに伐採林齢の長期化をはかるものとします。

伐採の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との地洋輪に配慮するものとします。

また、ぼう芽により更新を確保する場合は、イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラ等の更新が確実なものを対象とし、優良なぼう芽を発生させるため、樹液の流動期（6～8月）を避けて伐採するものとします。

なお、資源の循環利用林にあっては、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、伐採時期の多様化・長期化を図るなど、生産目標に応じた林齢で伐採するものとし、人工林の主要な樹種の伐採については、次表を目安として定めるものとします。

【資源の循環利用林：育成単層林】

| 樹種 | 生産目標 | 仕立方法 | 主伐時期 |
|-----------|---------------|------|---------------------------|
| カラマツ | 一般材生産・30cm | 中庸仕立 | 60年 |
| トドマツ | 一般材生産・36cm | 中庸仕立 | 55年 |
| スギ（一般民有林） | 一般材生産・35cm | 密仕立 | 70年 |
| スギ（道有林） | 一般材生産・48～60cm | 中庸仕立 | 本 80～100年（130～280/h a） |

(2) 育成複層林施業

主伐に当たっては、上層木の樹冠層を保残させることに特に留意し、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光があたるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うものとします。また、効率的な施業を実施するための帯状や群状等、まとまりをもった伐採を行う場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の小規模化、伐採箇所の分散等に配慮するものとします。伐採後に人工林を行う場合は、森林生産力の増進が図られる適切な林分構造に誘導するため、伐採率はおおむね30～50%を目安とします。

天然更新を前提とする場合は、現地の自然条件や更新を期待する樹種の特長などを勘案し、伐採率はおおむね50%以内を目安とし、母樹の保存、種子の結実や飛散状況、天然稚幼樹の生育状況等を勘案するものとします。

なお、水土保持林にあっては、公益的機能の維持増進を図る観点から、森林の齢級構成、林道の整備状況等地域の実情等に応じて積極的に推進するものとします。

(3) 天然生林施業

主伐に当たっては、主として天然力を活用することにより森林を成立させる観点から、母樹の保存、種子の結実や飛散状況、天然稚幼樹の生育状況等を勘案して行うものとします。

す。

また、自然景観や地域住民の生活環境等に与える影響を最小限にするため、大面積による伐採を避けることとし、確実な更新を促すための保護樹林帯を残すものとします。

なお、森林と人との共生林で自然環境の保全を最も重視する森林にあつては、野生生物の生息・生育地の減少及び分断を防ぐため、広域的な観点から森林の連続性と野生生物との共存に配慮した回廊状の森林の確保を図るものとします。

3 主伐を見合わせるべき立木の樹種別の年齢

この年齢に達していない森林については、原則として伐採を認めない「主伐を見合わせるべき立木の樹種別の年齢」を下表のとおり定めます。ただし、次の森林については適用されません。

- (1) 保安林、保安施設地区内の森林、森林法施行規則第7条の2各号に掲げる森林及び原生自然環境保全地域内の森林にあつて立木の伐採について禁止され、又は伐採の年齢について制限のある森林
- (2) 特用林及び自家用林
- (3) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林として4で定める森林
- (4) 試験研究の目的に供されている森林、その他これに準ずる森林
- (5) 森林保健機能増進計画に記載されている森林保健施設の位置に在する森林

| | 樹 種 | 林 齢 |
|-------------|-------------------------|-----|
| 人 工 林 | スギ | 30 |
| | エゾマツ (アカエゾマツを含む。) | 40 |
| | トドマツ | 30 |
| | カラマツ | 15 |
| | その他針葉樹 | 20 |
| | カンバ・ドロノキ・ハンノキ (天然林を含む。) | 15 |
| | その他広葉樹 | 20 |
| 天 然 林 | 主として天然下種によって生立する針葉樹 | 30 |
| | ・広葉樹 | 30 |
| | 主としてぼう芽によって生立する広葉樹 | 15 |

4 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林所有者等の情報協議により病虫害の被害を受けている森林については、択伐するなどし、他の森林への防止を図ることとする。なお、病虫害の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導を行うことがあります。

5 その他必要な事項

(1) 資源の循環利用林に関する留意事項

持続的・安定的な木材等の生産を図るため、資源の保続に配慮し、齢級構成に留意しながら、集団化や機械化を通じた効率的な伐採に努めるものとします。

また、多様な木材需要に対応できるよう長伐期施業を検討するものとします。

(2) その他伐採に関する留意事項

- ① 森林の有する多面的な機能の維持増進を図るため、大面積の主伐を避けるとともに、伐期の長期化に努めるものとします。
- ② 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害など各種被害の防止に配慮すべき箇所においては、一箇所当たりの伐採面積の規模を縮小するとともに伐採箇所の分散に配慮し、必要に応じて所要の保護樹林帯を残すよう努めるものとします。
- ③ 次の地域は、林地崩壊や流木被害、生態系の攪乱などにつながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難なことから、皆伐を行わないよう努めるものとします。
 - a 健全な更新が困難な湿地、風衝地、岩石地等
 - b 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地、石れき地、沢沿い等
 - c 洪水や水質汚濁が発生するおそれがある河川や湖沼周辺の水辺林等
- ④ 伐採時に発生する枝条等については、適切に処理するものとし、流木被害の一要因とならないよう十分留意するものとします。
- ⑤ 特色ある森林景観や野生生物の生息・生育環境の保存に配慮するものとします。
- ⑥ 河川及び湖沼周辺における生態系の維持及び降雨等による流木被害の防止を図るため、水辺林は極力伐採を控え残置するよう努めるものとします。

第3 造林に関する事項

1 人工造林及び天然更新の対象樹種

(1) 人工造林

人工造林の対象樹種は、気候、地形、土壌等の自然条件への適応、それぞれの樹種の特徴、既往の性林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向及び木材利用状況を勘案し、選定するものとします。また、多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討するものとします。特に河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定するものとします。

なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮するものとします。

育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然状況等を勘案し、造林樹種を選定するものとします。

(2) 天然更新

天然更新の対象樹種は、ぼう芽更新ではイタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラなどとし、

天然下種更新ではカンバ類やドロノキ・ハンノキなどとします。

以上を踏まえ、当町における人工造林及び天然更新の対象樹種を次のとおりとします。

| 区 分 | 樹 種 名 | 備 考 |
|-----------|---|-----|
| 人工造林の対象樹種 | スギ、ヒバ カラマツ、トドマツ、エゾマツ アカエゾマツ、グイマツ (F1 を含む) ヨーロッパトウヒ、ヤチダモ、カツラ カンバ類、ドロノキ、ハンノキ、ミズナラ アオダモ | |
| 天然更新の対象樹種 | カンバ類、ナラ類、シナノキ、ハンノキ イタヤカエデ、ヤナギ科、ドロノキ、ハルニレ | |

なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選択することに努めるものとします。

2 植栽本数その他造林の標準的な方法

(1) 育成単層林施業

① 人工造林

造林に際しては、寒風害等の気象害及び害虫等に考慮し、保護木・保護樹林帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うものとし、適確な更新により裸地状態を早期に解消するため、気候、土壌等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽するものとします。特に水土保持林にあつては、林地の安定化を目的とした無立木地等への植栽を積極的に行うものとします。

地拵えは、それぞれの地域の地形、土壌、植生、気象条件及び過去の野鼠被害の状況等を考慮したうえで、全刈り又は条刈りより行うものとします。

植栽時期は、春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うものとします。

植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討するものとします。

植栽本数の検討に当たっては、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の高度発揮や植栽コストの低減を図ることを目的に本数の低減についても併せて検討するものとします。特に、初期成長が早く、通直性や耐鼠性が向上したグイマツF1等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めるものとします。植栽本数の低減に当たっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽計画を検討するものとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあつて

は、天然更新木の積極的な活用による植栽本数の低減を検討するものとします。

【育成単層林】

単位：本/ha

| 区 分 | | 樹 種 | | | | |
|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | カラマツ | トドマツ | スギ | その他針 | 広葉樹 |
| 植栽本数 | 密仕立 | 2,500 | 2,500 | 3,000 | 2,500 | 4,000 |
| | 中庸仕立 | 2,000 | 2,000 | 2,500 | 2,000 | 3,000 |
| | 疎仕立 | 1,500 | 1,500 | 2,000 | 1,500 | 2,000 |

なお、定められた標準的な本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な植栽本数を判断して行うように努めることとします。

| 植栽時期 | 樹 種 | 植栽期間 |
|------|-------------|------------|
| 春植え | トドマツ、アカエゾマツ | 4月初旬～6月上旬 |
| | カラマツ、その他 | 4月初旬～5月下旬 |
| 秋植え | トドマツ、アカエゾマツ | 9月上旬～11月上旬 |
| | カラマツ、その他 | 9月下旬～11月中旬 |

② 天然更新補助作業

ぼう芽により更新を確保する場合は、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ芽かき又は植え込みを行うものとします。

なお、定期的に更新の状況等を確認し、更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実に更新を図るものとします。

(2) 育成複層林施業

施業に当たっては、下層木の成長に必要な照度を常に確保するものとします。

植栽により更新を確保する場合には、上層木の枝下部への植栽を避けるものとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とするものとします。また、天然下種により更新を確保する場合であって、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こし、枝条整理等を行うものとし、ササなどの下層植生により天然稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出しを行うものとします。特に、水土保持林にあつては、林地の安定化を目的として、立地条件に応じて育成複層林施業を積極的に導入するものとし、複層状態の森林へ誘導する際は、天然更新木を活用した針広混交林化を推進するものとします。いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い更新を確保するものとします。なお、かき起こしの実施に当たっては、林地の保全に十分留意するものとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保するものとします。

【複層林の導入に伴う植栽本数の例】

福島町のカラマツ林で材積率30%の択伐を行い、トドマツを植栽して複層林とする。

福島町森林整備計画で示すトドマツの中庸仕立て植栽本数が2,000本/haであることから、 $2,000 \times 0.3 = 600$ となり、トドマツはおおむね600本/ha以上を植栽することとなります。

この植栽本数の考え方は、上層木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を避けるため、一定の蓄積が常に維持されるよう配慮するためのものです。

(3) 天然性林施業

主として天然力を活用することにより更新を図るものとしませんが、定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ刈出し等の更新補助作業を行うものとしします。なお、刈出し等の更新補助作業の方法等については、(2)育成複層林施業に準じます。

3 伐採跡地の更新すべき期間

(1) 皆伐

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、人工造林によるものについては、原則として伐採後2年以内に更新を図るものとしします。

また、ぼう芽更新又は天然下樹更新によるものについては、原則として伐採後2年以内に更新補助作業を行い、施業後5年を経過して、天然更新の不十分な箇所には、補植等を行って更新を確保するものとする。

(2) 択伐

択伐による部分的な伐採跡地については、原則として伐採後5年以内に人工造林又は天然更新補助作業を行い更新を図るものとしします。なお、施業実施前に天然更新が完了している場合には、この限りではないものとしします。

(3) 天然更新の完了の判断基準

天然に発生した稚幼樹の生立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、ササや草本類の背丈を超える樹高となった高木天然木(注1)の稚幼樹等(注2)が、林地面積(注3)に対する疎密度(又は立木度)が30%以上となった状態をもって更新完了としします。また、ぼう芽更新の場合は、ぼう芽性の強い樹種(イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラ等)を対象とし、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、ササや草本類の背丈を超える状態で、林地面積に対する疎密度(又は立木度)が30%以上となった状態をもって、更新完了としします。ただし、林地内で更新の状況の異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととしします。

(注1) 高木天然林とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10メートル以上になる樹種です。

(注2) 稚幼樹等とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

(注3) 林地面積とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

4 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

主伐後の適確な更新を図るため、天然更新が期待できない森林を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として定めます。

なお、当該森林は、主として人工林を対象とするとともに、天然下種更新に必要な母樹の賦存状況その他の自然条件や、天然更新では対応し難い森林の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請等を勘案して定めます。また、次の箇所は含めないものとしします。

